

## 新型コロナウイルス感染症対策関連事業のお知らせ

### ■右記以外の支援

事業名・問い合わせ	申込(利用)期限	内容
奨学金(返還型) ※再募集分 教育委員会学務管理課(☎41-3143)	1月29日(金)	感染症の影響により、経済的な理由で就学が困難な学生を対象に、奨学金を無利子で貸し付けます ■貸与額 高校生など…月額15,000円、大学生など…月額3万円
温泉宿泊施設等利用促進事業 本館観光課(☎41-3542)	1月31日(日)	市内宿泊施設や物産観光事業者の経営支援を行うため、市内温泉宿泊施設などを利用した場合の費用を助成します ■助成額 日帰り入浴支援(1食付き)…利用者1人当たり1,000円、宿泊支援(素泊まり含む)…利用者1人当たり2,000円 *他の割引制度と併用できる場合があります
失業者生活見舞金 本館商工労政課(☎41-3536)	3月31日(水)	感染症の影響による事業主の都合で失業した人を対象に、見舞金を支給します ■支給額 10万円(1人1回限り)
休業支援金・給付金 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(☎0120-221-276)	▷3月31日(水) ※休業期間 令和2年10月~12月 ▷5月31日(月) ※休業期間 令和3年1月~2月	感染症などの影響により、休業中に賃金などの休業手当を受けられなかった労働者を対象に、休業支援金・給付金を支給します ■支給額・上限額 休業前の1日当たり賃金額の8割(上限11,000円)
緊急小口資金の特例貸付 花巻市社会福祉協議会総合相談室(☎22-6708)	3月31日(水)	感染症の影響により、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、資金を無利子で貸し付けます ■貸付上限額 10万円(要件を満たした場合は20万円)
総合支援資金の特例貸付 花巻市社会福祉協議会総合相談室(☎22-6708)	3月31日(水)	感染症の影響により、日常生活の維持が困難となっている世帯に、資金を無利子で貸し付けます ■貸付上限額 単身…月15万円、2人以上…月20万円
はなまき暮らしの継続応援支援金 新館地域福祉課(☎41-3574)	2月26日(金)	「緊急小口資金」と「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援します ■補助額・上限額 貸付利用額の20%相当額(緊急小口資金上限4万円、総合支援資金上限12万円)
勤労者生活資金特別貸付 東北労働金庫花巻支店(☎23-6241)	3月31日(水)	感染症の影響により、臨時・緊急に生活資金を必要としている市内在住の勤労者を対象に、資金を貸し付けます ■貸付上限額 50万円(担保・保証料不要)
勤労者教育資金貸付 東北労働金庫花巻支店(☎23-6241)	3月31日(水)	感染症の影響により、教育資金を必要としている市内在住の勤労者を対象に、資金を貸し付けます ■貸付上限額 300万円(担保・保証料不要、3年間利子補給)
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免 ・[国保]本館市民税課(☎41-3526) ・[介護]新館長寿福祉課(☎41-3578) ・[後期]本館国保医療課(☎41-3583)	3月31日(水)	感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少があった場合に申請することで、保険税などの一部または全額を免除します
はなまき子育て応援特別給付金 新館地域福祉課(☎41-3575)	5月14日(金)	国の特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日~3月31日の間に出生した乳児1人につき5万円を支給します *7月31日までに出生届を提出した人には給付済み。8月3日以降に出生届を提出する人は、申請が必要です
国税・県税の徴収猶予の特例 ・[国税]仙台国税局猶予相談センター(☎0120-945-430) ・[県税]花巻県税センター(☎22-4913)	税目ごとの納期限	感染症の影響により、収入が減少した人を対象に、国税・県税のほぼ全ての税目について、最大で1年間の徴収を猶予します[担保不要、延滞税(延滞金)免除] *事業者も対象となる税目があります。市税の徴収猶予の特例は6ページに掲載しています
住居確保給付金 花巻市社会福祉協議会総合相談室(☎22-6708)	当分の間	感染症の影響により、収入が減少し住居を喪失または喪失する恐れがある人を対象に、給付金を支給します ■支給額 世帯人数に応じて支給(単身世帯31,000円~7人以上世帯48,000円)
国民年金保険料の免除・納付猶予臨時特例措置 ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)	当分の間	感染症の影響により、収入の減少があった場合に、保険料の全部もしくは一部を免除、または納付を猶予します
上水道・下水道料の支払猶予 ・[上水]花巻水道お客様センター(☎24-2175) ・[下水]新館下水道課(☎41-3563)	当分の間	感染症の影響により、収入が減少し生活が困窮している人を対象に、上水道・下水道料の支払いを猶予します

\*制度の詳細は、問い合わせ先にご確認ください

## 新型コロナウイルス感染症対策 個人向けの支援制度

### ひとり親世帯臨時特別給付金 申請期限は2月26日です

【問い合わせ】新館地域福祉課(☎41-3575)

国では、感染症の影響を受けているひとり親世帯を対象に「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給。さらに、同給付金の基本給付を追加で支給(再支給)しています。未申請の人は申請をお願いします。

帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円▶再支給分…1回目と同額

■申請期限 2月26日(金)

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて新館地域福祉課に提出

■対象 次のいずれかに該当する人  
▶公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人▶感染症の影響を受け家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準まで減少した人  
※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も該当する場合があります

\*申請様式は、新館地域福祉課に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています



市ホームページ  
QRコード

令和2年12月11日時点で1回目の基本給付を受けた人または申請済みの人は、12月中に指定口座へ振り込み済みです

■支給額(基本給付) ▶1回目支給分…1世

### 国民健康保険・後期高齢者医療 傷病手当金 支給期間を3月31日まで延長します

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、感染症の影響により勤務先から給与の全部または一部を受け取ることができなかった場合に「傷病手当金」を支給しています。

■支給期間 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の期間  
※就労できなかった期間の4日目が令和2年1月1日~3年3月31日の期間に属することが要件です

今回、支給期間に定められていた期間要件を3月31日まで延長し、1月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

■支給額 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

■対象 次の要件を全て満たす人  
▶国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人▶感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある人▶勤務先から給与の支払を受けている被用者で、全額または一部の支給を受けられなかった人

\*申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください



国民健康保険の傷病手当金  
QRコード



後期高齢者医療の傷病手当金  
QRコード